

令和8年度福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金  
募 集 要 項

1 事業趣旨

市町村及び地域団体が街頭犯罪防止対策防犯カメラを設置する事業に係る経費の一部を補助することにより、街頭犯罪等の防止やこどもの安全確保及び地域住民の不安解消を図り、県民が安全で安心して暮らすことができる犯罪のない地域社会づくりを推進する。

2 事業の内容

	直接設置	間接設置
補助対象者	市町村	
補助対象事業	<p>市町村防犯カメラ直接設置事業</p> <p>市町村が街頭犯罪防止等(※1)を目的として自ら防犯カメラを設置する事業</p>	<p>市町村防犯カメラ設置促進補助事業</p> <p>地域団体(※2)が行う街頭犯罪防止対策等(※1)を目的とした防犯カメラを設置する事業に対し、市町村が補助金交付要綱を独自に制定した上で補助する事業</p> <p>※2 地域団体とは、町内会、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体で、以下に掲げる全ての要件を満たす団体をいう。</p> <p>ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。</p> <p>イ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。</p> <p>ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。</p> <p>エ 規約、代表者等を定めていること。</p>
	<p>※1 街頭犯罪等</p> <p>○街頭犯罪は、路上強盗、ひったくり、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらいのほか、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐・人身売買、暴行、傷害及び恐喝のうち街頭で行われたものをいう。</p> <p>○侵入犯罪は、侵入強盗、侵入窃盗(空き巣、忍込み、居空き)、住居侵入をいう。</p> <p>○脅威事犯は、声掛け、つきまとい、露出、痴漢、のぞき見・盗撮、卑わいな言動、その他(性犯罪目的の住居侵入、その他性犯罪に発展するおそれがある行為)をいう。</p>	

<p>補助対象経費</p>	<p>新たな防犯カメラの購入又は賃借及び設置工事等に要する経費(メンテナンス等の維持、管理費は除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラ及び録画装置等(ネットワーク接続型防犯カメラを設置する場合は設置に係る設備投資を含む)、防犯カメラと一体として機能する機器の購入費又は賃借料 (賃借の場合は申請年度(初年度)のみ補助する。)</li> <li>・専用ポール等機器の設置工事費</li> <li>・ケーブル設置工事費</li> <li>・防犯カメラの設置を示す看板等の設置費</li> <li>・その他、設置に必要な経費</li> </ul>	
<p>補助金 交付額</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、防犯カメラ1台当たり20万円を上限とする。</p> <p>また、ネットワーク接続型防犯カメラによる庁舎内管理(モニター、録画機器等の設置による庁舎内での確認が可能な環境の構築)を行う場合は、補助対象経費の2分の1以内で上限30万円を上乗せする。(この補助制度については市町村当たり初年度の1回限りの支給とする)。</p> <p>※交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>※他の収入(寄附金等)を財源として活用する場合は、その額を補助対象経費から控除する。</p> <p>※1市町村あたり交付額を上限 200 万円とする。</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、防犯カメラ1台当たり5万円を上限とする。</p> <p>※交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>※他の収入(寄附金等)を財源として活用する場合は、その額を補助対象経費から控除する。</p>
<p>補助事業 実施期間</p>	<p>交付決定の日から令和 9 年3月31日</p> <p>※補助金交付決定前に補助事業に着手する場合は応募書提出後に届出が必要。</p>	

補助要件	機器	防犯カメラ及び録画装置の性能については、設置場所、条件に応じて十分な性能を有するものであること。
	撮影範囲	道路、公園等の公共空間を撮影するものであること。
	管理・運用	「福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って管理及び運用がなされること。
	設置許可	防犯カメラ設置者は、当該設置場所の所有者等の同意又は許可を得ること。
	賃借の場合	補助事業の一部を賃貸借契約により実施する場合は、その契約の期間を5年以上とすること。
	設置地域	次の要件のいずれかを満たす地域であること。 ア 過去において街頭犯罪、侵入犯罪又は子どもや女性等に対する声掛けやつきまとい等の脅威事犯が発生し、防犯カメラの設置に関する地域住民の要望がある地域 イ 「登下校防犯プラン」(平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定)に基づく通学路の緊急合同点検等により把握された危険箇所に関して、防犯カメラの設置に関する地域住民の要望がある地域 ウ その他ア又はイに掲げる地域に準ずるものとして、知事が認める地域

### 3 事前調査について

提出期限	令和8年7月13日(月)
提出方法	令和8年度に応募を予定している案件については必ず防犯カメラ設置計画表(様式第2号)を作成の上、福岡県市町村・地域振興部生活安全課まで提出すること。 ※様式第2号については、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱の様式を準用する。
留意事項	実施団体や防犯カメラの設置場所が未定の場合は、「未定」と記入し、設置台数がわかるように作成すること。

#### 4 応募について

	直接設置	間接設置
募集期間	令和8年6月1日(月)～令和8年9月10日(木)(必着)	
応募方法	応募書(別添の所定様式)及び関係書類を作成の上、福岡県市町村・地域振興部生活安全課まで提出すること。	
応募に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金応募書</li> <li>② 補助金所要額調書(別紙1)</li> <li>③ 防犯カメラ設置計画表(様式第2号)</li> <li>④ 防犯カメラ設置計画図(様式第3号)</li> <li>⑤ 防犯カメラの仕様書</li> <li>⑥ 補助対象経費に係る金額が分かる書類</li> <li>⑦ すべての防犯カメラの設置場所が把握できる地図(全体図)</li> <li>⑧ チェックシート</li> </ul> <p>※別紙1、様式第2号、第3号については、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱の様式を準用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金応募書</li> <li>② 補助金所要額調書(別紙1)</li> <li>③ 防犯カメラ設置計画表(様式第2号)</li> <li>④ 防犯カメラ設置計画図(様式第3号)</li> <li>⑤ 防犯カメラの仕様書</li> <li>⑥ 補助対象経費に係る金額が分かる書類</li> <li>⑦ 地域団体に対し防犯カメラ設置の補助金を交付する根拠となる補助金交付要綱</li> <li>⑧ 市町村が地域団体に対し補助する金額がわかる書類(算定根拠書類)</li> <li>⑨ 地域団体の概要が分かる書類</li> <li>⑩ すべての防犯カメラの設置場所が把握できる地図(全体図)</li> <li>⑪ チェックシート</li> </ul> <p>※別紙1、様式第2号、第3号については、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱の様式を準用する。</p>
補助対象の選定	<p>補助対象の選定は、補助金交付歴、性犯罪及び街頭犯罪の発生状況、設置の必要性、緊急性などを総合的に評価して予算の範囲内で行う。審査結果については、当該市町村へ通知する。</p> <p>※補助金の交付は、補助事業として採択された後、別途、補助金交付申請等の手続を経て正式に決定される。</p>	

## 5 その他手続きに関する留意事項

内示額について	市町村防犯カメラ直接設置事業について、予算を超える額の応募があった場合は、すべての市町村に対して一定率を減額した額を交付することとする。
補助金交付申請手続きについて	補助事業として採択された場合、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書、収支予算書、防犯カメラ管理・運用規程(案)等の関係書類を提出すること。
補助事業の内容の変更	補助事業の内容の変更(補助額の変更も含む)を行う場合は、変更前に福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金変更交付申請書(様式第8号)を提出すること。ただし、補助額に変更がなく事業遂行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更と判断された場合はこの限りでない。
実績報告について	<p>&lt;期限について&gt;</p> <p>補助事業完了の日から起算して1月以内又は令和9年4月10日までのいずれか早い時期に提出すること。</p> <p>提出期限までに報告書の提出がない場合、補助金交付決定の取消し又は補助金の返還を求めることがある。</p> <p>&lt;様式3号について&gt;</p> <p>様式3号に添付する写真について、防犯カメラ及び防犯カメラを設置していることの表示が鮮明に映っているものを添付すること。</p>
補助金の支払いについて	実績報告書等を審査のうえ、当該事業が交付決定の内容及び条件に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、市町村からの請求書に基づき補助金を支払う。

## 6 補助金交付までの流れ

補助金交付の流れ		摘要	
1	事前調査の回答	防犯カメラ設置計画表の提出	市町村→県
2	応募書類の提出	応募書及び関係書類の提出	市町村→県
3	事業の選定	審査の上、市町村へ結果を通知	県→市町村
4	補助金申請等の提出	補助金交付申請書等の提出	市町村→県
5	補助金交付決定	補助金交付決定通知書の送付	県→市町村
6	事業の実施	防犯カメラ設置事業の実施	市町村
7	実績報告書の提出	事業完了後1月以内又は令和8年4月10日までのいずれか早い時期に県へ提出	市町村→県
8	実績確認	県による事業実績の確認	県
9	補助金の確定	額の確定通知書の送付	県→市町村
10	請求	精算払請求書の送付	市町村→県
11	補助金の支払い	精算払いにより、補助金を交付	県→市町村

7 問い合わせ先

福岡県市町村・地域振興部生活安全課

地域安全推進係 担当:中島

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

TEL:092-643-3124

FAX:092-643-3169

第 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地  
(市町村長)

福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金応募書

このことについて、下記のとおり応募したいので、関係書類を添付の上、提出します。

記

1 補助対象経費	円
2 補助交付申請額	円
3 事業の主たる目的	
4 期待できる効果	
5 事業完了予定年月日	年 月 日

※ 添付書類

- (1) 補助金所要額調書(別紙1)
- (2) 防犯カメラ設置計画表(様式第2号)
- (3) 防犯カメラ設置計画図(様式第3号)
- (4) 防犯カメラの仕様書
- (5) 補助対象経費に係る金額がわかる書類
- (6) すべての防犯カメラの設置場所が把握できる地図(全体図)
- (7) チェックシート

※ 市町村防犯カメラ設置促進補助事業の場合は、下記書類も添付

- (1) 地域団体に対し防犯カメラ設置の補助金を交付する根拠となる補助金交付要綱
- (2) 市町村が地域団体に対し補助する金額の算定根拠書類
- (3) 地域団体の概要が分かる書類

別紙1(交付申請書添付書類)

補助金所要額調書

○ 市町村防犯カメラ直接設置事業【購入】

事業費総額(A)	補助対象経費(B)	他の収入(寄附金等)のうち補助対象経費に充てる額(C)	県補助額(D)	設置者負担額(E)
				A-C-D

○ 市町村防犯カメラ直接設置事業【賃借】

初年度分の事業費総額(A)	初年度分の補助対象経費(B)	他の収入(寄附金等)のうち補助対象経費に充てる額(C)	初年度分の県補助額(D)	設置者負担額(E)
				A-C-D

○ 市町村防犯カメラ設置促進補助事業【購入】

地域団体名	事業費総額(A)	補助対象経費(B)	他の収入(寄附金等)のうち補助対象経費に充てる額(C)	市町村補助額(D)	県補助額(E)	設置者負担額(F)
						A-C-D-E
合計						

○ 市町村防犯カメラ設置促進補助事業【賃借】

地域団体名	初年度分の事業費総額(A)	初年度分の補助対象経費(B)	他の収入(寄附金等)のうち補助対象経費に充てる額(C)	市町村補助額(D)	初年度分の県補助額(E)	設置者負担額(F)
						A-C-D-E
合計						

注 市町村防犯カメラ設置促進補助事業の場合は地域団体ごとに記載し、必要に応じて行を追加すること。

様式第2号（第7条、第16条関係）

防犯カメラ設置（計画・結果）表

番号 （※1）	実施団体 （※2）	防犯カメラ設置場所 （管轄小学校区）	防犯カメラ設置場所の 土地の所有者	設置地域 （※3）	防犯カメラ設置 （予定・実施）日
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			

※1 防犯カメラ1台ごとに番号を付すること。

様式1枚に記載できない場合は、複数枚使用のこと。

※2 市町村防犯カメラ直接設置事業については市町村名を、市町村防犯カメラ設置促進補助事業については地域団体名を記載すること。

※3 要綱第5条第6号ア～ウから該当するものを選択して記載すること（複数可）。

注 すべての防犯カメラの設置場所が把握できる地図を添付すること。

様式第3号(第7条、第16条関係)

防犯カメラ設置(計画・結果)図(番号 )



- 注 ・ 地図は、縮尺及び地図上の距離を記載した地図であって、防犯カメラ設置場所及び撮影範囲を明示すること。
- ・ 様式第2号に掲げる番号ごとに作成すること。

## 1 防犯カメラ設置場所の写真